

議員提出議案第 2 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 30 日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

地方財政の充実・強化を求める意見書

昨今、地方自治体には、社会保障制度の整備、子育て施策、地域活性化対策はもとより、D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、急激な少子・高齢化及び人口減少の深刻化に伴い、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

政府はこれまで「骨太の方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要を鑑みれば、今後もより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保に留まらず、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、次の事項を強く要望する。

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人材確保、人件費確保に向け、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 少子化対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援などの社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費に対する十分な支援策の実現を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方自治体による取組を十分に支えられる財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率引上げなどにより、引き続き臨時財政対策債に頼らない、地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、消費税など偏在性がより小さい税目を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改革を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ

め「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5 「地方創生推進費」は、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能とするものである。1兆円は、現在の財政需要にあっていくため不可欠な規模であるだけでなく、上述のとおり地方の実情に応える施策の実現のために必須となる財源であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、十分な財政措置を講ずること。

7 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を保障すること。

8 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任職員の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

9 人口減少に直面する小規模地方自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

10 地方自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
内閣府特命担当大臣
（こども政策 少子
化対策 若者活躍
男女共同参画）
様

議員提出議案第 3 号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 30 日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に伴い、先行きの不透明感や不確実性が高まっており、今後、国内への景気下押し圧力の増加のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり、裾野の広い自動車関連企業をはじめとする多くの事業者の設備投資や賃上げの判断に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響をより強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対応するに当たり、特に我が国の企業の9割以上を占める中小企業等を重視した、具体的かつ手厚い施策を講ずることを強く要望する。

- 1 日々変化する状況の中、特に影響が懸念される中小企業事業者等の声に耳を傾け、各省庁の地方機関や関連機関に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めるなど丁寧な対応を行うこと。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の立場に立った手厚い対策を講ずること。加えて、米国の関税措置による直接的、間接的な事業者への影響を踏まえ、セーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 各省庁・政府関係機関において専用のインターネットサイトを設置するなど、政府として可能な限り速やかに、正確かつ最新の情報を国民及び事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
経 済 産 業 大 臣
経 済 再 生 担 当 大 臣